

出 願 資 格

下記の①～⑤のいずれかに該当する者で、志望する専攻に関する分野の学科・専攻等に在学し、学業成績が優秀な者として指導教員（外国人留学生の場合は、受入れ予定教員）から推薦され、合格した場合には入学を確約できるもの。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に定める大学を令和 3 年 3 月に卒業見込みの者
- ② 高等専門学校又は短期大学の専攻科（大学改革支援・学位授与機構より認定されたものに限る）を令和 3 年 3 月に修了し、学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号の規定により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みの者。
- ③ 大学改革支援・学位授与機構が認定した大学以外の教育施設（各省庁大学校）の大学学士課程に相当する課程を令和 3 年 3 月に修了し、学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号の規定により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みの者
- ④ 令和 3 年 3 月 31 日において、大学に 3 年在学する見込みの者であって、本研究科電気電子工学専攻の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者。
- ⑤ 外国において学校教育における 1 6 年の課程を修了した者もしくは令和 3 年 3 月 3 1 日までに修了見込みの者で、次のいずれかに該当する者
 - a) 国費外国人留学生として採用予定の者
 - b) 三重大学の大学間及び学部間交流協定校を卒業した者又は令和 3 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者で、且つ日本語能力試験レベル N2 以上または各種英語能力試験において CEFR B1 相当以上であり、GPA が 2.5 以上である者。

- 「注」
- 1 在学する学科・専攻等が、志望する専攻に関する分野であるか判断しがたい場合は、出願前に三重大学工学研究科チーム学務担当に問い合わせてください。その際、在学学校の学業成績証明書、シラバス等が必要となる場合があります。
 - 2 外国人留学生で合格し、入学しても、「留学」の在留資格を取得していない場合は、留学生（「留学」の在留資格を有する者）を対象とした各種奨学金や学生寮等への申請資格はありません。
 - 3 出願資格④による出願を希望する者は、以下の手続により事前審査を受けてください。

1) 申請期間

令和 2 年 6 月 8 日(月) から 6 月 9 日(金) 17 時まで (必着)

2) 申請方法

申請期間内に以下の＜入学資格審査申請書類等＞を、郵送により三重大学工学研究科チーム学務担当へ提出してください。

＜入学資格審査申請書類等＞

書 類 等	出願資格	摘 要
ア 入 学 資 格 審 査 申 請 書	④	【本研究科所定の用紙】
イ 履 歴 書	④	【本研究科所定の用紙】
ウ 在 学 大 学 等 の 在 学 証 明 書	④	出身大学(学校)所定のもの (本学工学部在学者は不要です。)
エ 在 学 大 学 等 の 成 績 証 明 書	④	発行者において厳封したもの
オ 在 学 大 学 等 の 教 育 課 程 表 (写 し)	④	履修案内や授業要目に記載されている、授業科目表及び卒業(修了)要件のコピー (本学工学部在学者は不要です。)
カ 志 望 理 由 書	④	【本研究科所定の用紙】

3) 申請に関する注意事項

- ① 【本研究科所定の用紙】は、事前に三重大学工学研究科ホームページにてダウンロードしてください。
- ② 郵送により申請する場合は、「書留郵便」としてください。なお、申請期間を過ぎて到着したものは受理いたしませんので、郵便事情を考慮のうえ、余裕を持って発送してください。
- ③ 電話・FAX・電子メール等による申請は受け付けません。
- ④ 申請書類の提出後の内容変更は認めません。

4) 入学資格審査の方法及び審査結果の通知

入学資格審査は提出された書類により行い、審査結果は令和2年6月10日（水）以降に本人宛に速達郵便にて通知します。また、入学資格が認定された者には「入学資格認定書」を交付します。

5) 入学資格認定後の出願手続について

- 6) 入学資格を認定された者は、結果通知とあわせて送付する案内と、「Ⅲ 出願手続」に基づき、出願の手続を行ってください。
- 7) 出願書類のうち入学資格審査申請の際に提出した書類については、再提出の必要はありません。

6) 最終成績審査

合格した者に対し、令和3年3月に出身大学等の成績証明書により最終成績審査を行います。審査の詳細については、合格通知書を送付する際に改めて通知します。

7) 出願資格④に関する注意事項

出願資格④により本研究科に入学した者の学部学生としての学籍上の身分は退学となりますので、種々の国家試験、資格試験で大学の学部を卒業することを受験資格としているものについては、受験資格がないこととなります。